第2回船橋市児童相談所基本構想改訂検討会 議事録

|1 開催日時| 令和6年8月27日(火)18:30~20:20

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1)委員

宇佐美 政英 委員

大塚 佳子 委員

柏女 霊峰 委員(会長)

川﨑 二三彦 委員(副会長)

黒坂 あやの 委員

竹下 利枝子 委員

本間 敏子 委員

松本 歩美 委員

(2) 事務局

船橋市健康福祉局長

川端 輝彦

船橋市健康福祉局こども家庭部長

森 昌春

船橋市健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課

鈴木 尚哉 課長

藤沢 徹 課長補佐

村田 真一 係長

鈴木 彩二朗 副主査

荒井 孝之 主任主事

伊大知 志帆 主任主事

大塚 信一 主任主事

船橋市健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課家庭児童相談室

河南 和代 所長

奥野 智禎 SV

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- 1. 議事(公開)
 - (1) 基本構想 改訂 (案) の修正について
 - (2) その他

|6 傍聴者の定員、実数| 定員5名、傍聴者2名

7 議事

(柏女会長)

それでは定刻となりましたので、第2回船橋市児童相談所基本構想改訂検討会を開催したいと思います。

最初に事務局の方から出席の確認をお願いいたします。

(藤沢課長補佐)

はい、事務局でございます。委員8名ということで、大塚委員もWeb参加ということでよろしいでしょうか。

会長、8名全員揃っていますので、よろしくお願いいたします。

(柏女会長)

はい、大塚委員と宇佐美委員がWeb参加ということでよろしいでしょうか。 分かりました。

それでは続いてですが、会議の公開と傍聴についてお伝えをさせていただきます。まず、会議の公開・非公開につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき、非公開とする要件に当たらないため、全て公開としております。また、会議終了後には、会議資料及び会議録を公開し、閲覧に供することといたします。

次に会議の傍聴についてご報告をいたします。本日の会議は事務局によりますと傍聴の定員を5名として事前に市ホームページで公開をしているということでございます。

今回、傍聴はございませんでしょうか。はい、2名ですね。分かりました。それでは傍聴の方に入場していただければと思います。よろしくお願いいたします。

この会議に傍聴いただきましてありがとうございます。恐縮ですけれども、傍 聴者の方は配布した注意事項を遵守するようお願いいたします。

それでは、事務局から会議資料についてご説明をいただければと思います。よ ろしくお願いいたします。

(藤沢課長補佐)

はい、事務局でございます。本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

初めに本日の次第、資料1「船橋市児童相談所基本構想改訂案における意見とその回答」、資料2こちらはA3 2枚となっておりますが、「船橋市が目指すこども家庭センターに関する検討経過」、資料3「第1回船橋市児童相談所基本構想改訂検討会等で意見のあった課題への対応」、資料4「こども家庭センター設置に係る他自治体への視察等について」、資料5「船橋市児童相談所基本構想「基本方針」・「運営方針」改訂版(案)」、資料6「船橋市児童相談所基本構想「基本方針」・「運営方針」改訂版【新旧比較】」以上となります。

不足している資料がありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。事務局からは以上となります。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

すみません、事務局に一つお願いなんですけれども、参加者の名簿を1枚いた だけますでしょうか。

それでは、今日の議事ですけれども、議事は1つだけになっております。基本 構想の改定案の修正についてということと、それからその他ということになっ ております。この2つの議題です。

その他は何かあればという形になりますけれども、基本構想の改定案の修正、 これについて議論するのが今日のテーマという形になります。前回事務局から 説明があった改定案について、各委員から様々なご意見を頂戴いたしました。

特にこども家庭センターを市児童相談所とは設置場所や組織を異なる相談体制として整備するという考え方を受けて、たくさんの懸念事項について意見交換をさせていただきました。前回会議の議事において、事務局には市としてのこども家庭センター設置の考え方を改めて整理し、第2回に向けてそれぞれのメリットデメリット、これを精査した上でデメリットに対する対処策、これを検討してもらいたいということを私の方から提案をさせていただきました。

その後のご説明にもあるかと思いますけれども、様々なご検討をいただき、また、近隣の自治体の視察なども行っていただきながらご意見をまとめていただいた上で、今回の提案になったと理解をしております。それでは前回の議論を踏まえ、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(鈴木課長)

はい、児童相談所開設準備課長の鈴木です。それではご説明いたします。委員の皆様には事前にご説明させて頂いておりますが、改めてご説明いたします。

初めに資料 1「船橋市児童相談所基本構想改定案における意見とその回答」をご覧ください。第 1 回検討会における委員の皆様からの意見に対しまして、本市の考え方をご説明いたします。ナンバー $1\sim5$ まではこども家庭センターの設置場所を児童相談所と分けることとしたことについての意見です。資料 2 「船橋市が目指すこども家庭センターに関する検討経過」でご説明させていただきます。

A3の資料2、1ページの左側をご覧ください。

本市が目指すこども家庭センターについては、児童虐待の発生を予防するための体制強化を最も重視し、主に3つのポイントから運営体制の検討を行いました。

1つ目は児童虐待の発生予防体制の強化です。虐待発生予防に特化した相談体制の構築と、こども保護者からのヘルプサインを察知し、早期対応に繋げられる体制が必要であると考えました。

2点目は虐待対応における再発防止体制の強化として、虐待対応における寄り添い伴走型支援の実施が必要であると考えました。

3点目はこどもや家庭にかかる相談体制の強化として、虐待発生のリスク要因として考えられている課題に対し、早期対応ができる体制が必要であると考えました。

2、こども家庭センター体制案についてでございますが、船橋市が目指すこど も家庭センターの体制として主に次の3つの案を検討いたしました。

- ①機能連携案。これは現行の基本構想と同様のものです。
- ②別施設設置案。こども家庭センターと市児童相談所を別々の施設に配置する案です。
- ③同一施設配置案。こども家庭センターを南船橋の市児童相談所に配置設置する案です。

右ページをご覧ください。各体制案の概要とイメージ図でございます。

機能連携案の特徴としましては、現行の基本構想と同様に児童相談所部門と 家庭児童相談室部門を同一施設に配置する。こども家庭センター機能は、組織や 設置場所が異なることから組織をまたぐ形で機能連携することで対応するとい うものです。

体制のイメージ図でお示ししていますが、主に相談者本人からの相談は、例えば発育が心配といった内容は子育て世代包括支援センターふなここに入り、「叩いてしまいそう」であったり、これ以上面倒を見ることができないと言ったよう

な相談は児童相談所に入ることを示しています。また第三者からの通報は主に 児童相談所に入ることを示しております。青の矢印で示しておりますのは、想定 とは異なる機関に相談が入ることを示しております。このような場合でも必要 に応じて連携をするという体制です。ふなここでは一般的な子育て育児相談を 行い、児童相談所では虐待に関する相談の一元化を図り、他の相談機能とはそれ ぞれ必要に応じて連携する体制となります。

ポンチ絵の下に表を記載しておりますが、6つの視点から機能連携案を評価 したものとなります。

予防的支援の体制強化については、家庭児童相談室とふなここが別組織施設となりますので、取り組みにくいとしております。こども家庭センターの設置場所は南船橋と北本町の保健福祉センターとなります。相談者の心理的ハードルは子包括ふなここと児童相談所が別施設のため低いとしております。育児相談、虐待相談の窓口数は児童相談所と母子保健ふなここの2箇所。虐待の再発防止については、家庭児童相談室と児童相談所が同じ施設なので取り組みやすいとしています。

こどもや家庭にかかる相談体制の強化については必要時に連携するとしております。

それぞれの評価項目ごとに◎、○、△を記載しております。

裏面2ページの左側をご覧ください。別施設設置案です。

こども家庭センターと児童相談所を別々の施設に配置する。こども家庭センターは市民が気軽に相談に訪れることができるような場所に配置する。相談機能の充実、一元化を図るため、こども家庭センターと他の相談窓口、女性相談、ひとり親相談、ヤングケアラー相談を統合するというものです。

体制のイメージ図でお示ししておりますが、主に相談者本人からの相談はこども家庭センターに、第三者からの通報は児童相談所に入ることを示しています。青の矢印で示しておりますが、想定とは異なる機関に相談通告が入ることを示しております。仮に本人からの相談や第三者からの情報が想定と異なる所属に入ったとしても、一体的な運営によりシームレスな対応を実現するというものです。

具体的な方策については青色の二重線で囲ってありますが、両機関が共に参加して行う合同受理会議、進行管理会議、合同ケース会議や共通アセスメントツールの活用、デジタル技術の活用でこども家庭センターと児童相談所の一体的な運営を図るというものです。

こども家庭センターでは、虐待発生予防のための支援、一般的な子育で相談を 行い、ヤングケアラー相談など相談機能の充実、一元化を図り、児童相談所では 虐待対応の中核として専門性の強化を図るというものです。 評価につきましては、予防的支援の体制強化については、家児相とふなここが同じ組織施設となりますので、取り組みやすいとしております。こども家庭センターの設置場所は本庁舎またはその周辺となります。相談者の心理的ハードルはこども家庭センターと児童相談所が別施設のため低いとしています。育児相談、虐待相談の窓口数が児童相談所とこども家庭センターの2箇所、虐待の再発防止については、家児相と児童相談所が別施設なので、やや取り組みにくいとしています。こどもや家庭にかかる相談体制の強化については、同一施設で連携しやすいとしています。

右ページをご覧ください。同一施設配置案です。

こども家庭センターを市児童相談所に配置するというものです。一般的な子育て、育児相談、虐待発生予防のための支援、虐待に関する相談を一元化するというものです。体制のイメージ図でお示ししていますが、南船橋の児童相談所内にふなここ、家庭児童相談室部門、児童相談所部門を配置し、ヤングケアラー相談などは必要に応じて連携いたします。

評価につきましては、予防的支援の体制強化については、家児相とふなここが同じ施設組織となりますので、取り組みやすいとしています。こども家庭センターの設置場所は南船橋となります。相談者の心理的ハードルはこども家庭センターと児童相談所が同じ施設のため高いとしています。育児相談、虐待相談の窓口数は児童相談所の1箇所、虐待の再発防止については家児相と児童相談所が同じ施設なので取り組みやすいとしています。こどもや家庭にかかる相談体制の強化については、必要時に連携するとしています。

3ページをご覧ください。3つの体制案ごとに船橋市が目指すこども家庭センター設置のポイントについて評価をしたものでございます。

本市が最も重視する児童虐待の発生予防体制の強化については4つの項目を設け、予防的支援の体制強化については主に母子保健との連携強化が図れるか、こども家庭センターの設置場所については市民が相談に訪れやすい立地であるか、相談者の心理的ハードルについては主に母子保健の分野での相談を受けやすい環境であるか、育児相談・虐待相談の窓口数では市民が迷わない分かりやすい窓口であるかといった観点から評価しました。

虐待の再発防止については、児童相談所の権限行使と並行して再発防止のための寄り添い伴走型支援が実施できる体制であるかを評価いたしました。

こどもや家庭にかかる相談体制の強化については、市の設置している各種相談窓口と連携し、寄り添い伴走型支援につなげる体制となるか評価いたしました。

表の下をご覧ください。このような評価を踏まえ、こども家庭センター設置に あたり、本市が最重要視する児童虐待の発生予防体制の強化のためには家庭児 童相談室とふなここの実質的な一体化、市民が相談に訪れやすい環境、児童虐待のリスクを早期に発見し、寄り添い伴走型支援が早期に確実に実行できる体制づくりが重要であると考えました。

その他、将来の虐待相談件数の増加や職員数増加への対応などについても考慮し、本市のこども家庭センターは②別施設設置案とすることが最も望ましいと考えました。

資料1にお戻りください。

2ページのナンバー6・7については、組織間で業務などの押し付け合いにならないのかといったご意見でございます。

ナンバー8~10については窓口が二つに分かれてしまうことへの懸念について、ナンバー11・12については、合同受理会議に関するご意見、3ページ、ナンバー13~15については、相談機能を集めることについての意見を頂いております。

それぞれの意見への考え方については、資料3でご説明させていただきます。 資料3第1回船橋市児童相談所改訂検討会等で意見のあった課題への対応を ご覧ください。

課題①、組織が分かれることで役割分担が曖昧になるなど、いわゆるお見合いの状況に陥らないかについては、対応の方向性といたしまして、児童相談所とこども家庭センターで十分な協議ができる機会と手段の確保、こども家庭センターが予防的支援や寄り添い伴走型支援を行いやすい環境の整備を図ることとし、具体的な対応方法として、合同受理会議、進行管理会議による丁寧な協議を行います。合同受理会議において主担当を設定することで役割分担を明確にし、定期的に両機関で取り扱っているケースについて支援方針や支援の進捗のすり合わせを行ってまいります。児童相談所の介入に合わせて寄り添い伴走型支援を展開することで、役割分担の明確化を図ってまいります。共通の児童相談システムやWeb会議システムを活用する他、進行管理会議などを対面で行い、顔の見える関係性を築いてまいります。

続いて課題②、窓口が二つに分かれてしまうことで、市民にとって相談通告先が分かりにくくならないかについては、対応の方向性としまして、市民が相談先と判断した機関で相談や受付を完結できる体制の整備。 両機関で受付状況が共有できる仕組みの構築。 相談に至った経緯や主訴に適した支援の実施を図ることとし、具体的な対応方法として両機関に相談通告受付を専任する職員を配置し、市民や関係機関からどのような相談があったとしても対応ができるような体制の整備をいたします。

2ページに移りまして、相談者側がかけやすい機関へ連絡できる体制を整備 し、市民や関係機関に通告相談先を周知してまいります。受付後に振り分ける仕 組みとして児童相談所、こども家庭センターのどちらに通告相談があっても合同受理会議にて対応方針や対応機関を決定してまいります。

課題③、合同受理会議の件数が膨大になり、迅速な対応の阻害や業務の圧迫に 繋がらないかについては、合同受理会議等の開催頻度や協議内容に濃淡をつけ て対応を図ってまいります。また、共通のアセスメントツールを活用し、初動の 主担当機関はどちらが適しているのかをある程度機械的に振り分けることで会 議時間の短縮などを図ってまいります。

3ページです。課題④、相談体制を集めることで連携や各相談体制の運営がうまくいかないのではないかにつきましては、対応の方向性として、家庭児童相談室部門と子育て世代包括支援センターを中心としたこども家庭センターによる支援体制の構築を図ってまいります。統括支援員の管括範囲の設定や継続的に支援を要するケースにおいては家庭児童相談室部門、子包括部門が中心となって行う体制といたします。資料1の3ページにお戻りください。

ナンバー $16\sim20$ につきましては、ご意見を改定案に反映させていただきました。

資料5「船橋市児童相談所基本構想「基本方針」・「運営方針」改定版案」をご覧ください。令和3年に作成した基本構想から修正した部分について赤字で記載しております。第1回改訂検討会でお示しした案から修正した部分については青字で記載しております。

3ページの上部、青字の部分をご覧ください。

第1回の意見で、改訂案の中に、修正箇所は一部である旨の断り書きをしておくべきではないかとのご意見をいただきましたので、その旨記載しています。4ページには先ほどご説明いたしました、船橋市が目指すこども家庭センターに関する検討経過として、船橋市が目指すこども家庭センターの基本的な考え方である児童虐待の発生予防体制の強化、虐待対応における再発防止体制の強化、こどもや家庭にかかる相談体制の強化を記載し、5ページにこども家庭センターの体制検討の経緯、各体制の比較検討を記載しております。また、事前説明時の委員からの意見を反映いたしまして、(3)比較検討の結果という見出しを記載しております。

7ページをご覧ください。本文の青字で記載している部分でございますが、共通の児童相談システムやWeb会議システムの活用や、合同での研修や定期的に開催する進行管理会議など、緊急性を伴わない会議は対面で行うなど、顔の見える関係性を築くなど一体的な運営体制を構築することを記載しております。

組織体制のイメージ図につきましては、児童相談所とこども家庭センターが 両方とも船橋市の機関であることが分かるようにとのご意見がございましたの で、児童相談所とこども家庭センターを囲む形の表現に変更しました。 8ページのこども家庭相談における役割分担のイメージにつきましても、ご 意見をいただいておりまして、両機関が並行して支援することなどを考慮し、ポ ピュレーションは主にこども家庭センターが担い、リスクが高まっていくにつ れ、児童相談所が関わっていくことを表現したイメージ図に変更いたしました。

9ページの図につきましても、児童相談所とこども家庭センターが両方とも 船橋市の機関であることが分かるように、児童相談所とこども家庭センターを 囲む形の表現に変更いたしました。

10ページの吹き出しでございますが、事前説明時の委員からのご意見を反映いたしまして、措置児童の家庭復帰や自立支援に関する記述を追加しております。

すみません、また資料1の4ページにお戻りください。

ナンバー $21\sim28$ については第1回検討会での回答に加え、今回回答を追加しております。

5ページをご覧ください。第2回改訂検討会に向けて実施いたしました事前 説明における各委員からの質問・意見またその回答についてでございます。

ナンバー1船橋市児童相談所という名称について、変更もしくは愛称の設定などを検討しているかにつきましては、名称の変更等については市の相談体制等との関連もあることから、市民に対し混乱等を与えないよう検討を進めてまいります。

ナンバー2~6については、運営方法などについてご意見をいただきました。いただいたご意見を参考に引き続き運営体制について検討を進めてまいります。また、運営に関しましては適宜見直しができるよう柔軟な対応を心がけます。ナンバー7、体制案③の同一施設配置案にその他の相談機能を含められないのかについてでございますが、他の相談機能については、その性質上本庁舎の関係機関との連携が必要であることから、設置場所については本庁舎またはその周辺が望ましいと考えました。

また、南船橋の市児童相談所においては一定程度職員数の増加にも対応できる執務スペースを整備しますが、他の相談体制を配置することで、将来的に執務スペースが不足する恐れがあることから、同一施設での配置は困難であると考えました。ナンバー8・9につきましては、改訂案に記載させて頂きました。ナンバー10、課題への対応について、机上の議論にならないよう、他の児童相談所設置市区の状況等も確認してほしいとのご意見をいただきました、資料4にてご説明させていただきます。資料4「こども家庭センター設置にかかる他自治体への視察等について」をご覧ください。

児童相談所を設置している特別区に対しまして、こども家庭センター機能に 関する視察等を行ってまいりました。 2、視察先等に記載しておりますが、葛飾区は本市検討案で分類すると別施設 設置、江戸川区と港区が機能連携と分類できます。

視察等で把握した内容についてでございます。

(1) 葛飾区です。児童相談所とは別にこども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを主に健康プランかつしかに設置しております。こども家庭センター設置の考え方は、児童相談所と異なる施設にこども家庭センター機能を設置することで、従前から機能させていた総合相談窓口での相談体制を維持させる方針とした。児童相談所の指揮命令系統において、地域支援まで管理することは困難であると判断し、児童相談所は主に虐待対応の専門性を強化することとしたとのことでございます。

課題としましては、別施設として設置したことで、情報共有がスムーズに行えない懸念があったので、児童相談システムを共通のものとすることで情報共有のスピード化を図ったとのことでございます。

(2) 江戸川区です。児童相談所と子ども家庭総合支援拠点は児童相談所に配置し子育て世代包括支援センターは健康サポートセンターに設置しております。こども家庭センター設置の考え方は、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点を同一施設に配置した体制を維持しつつ、子ども家庭総合支援拠点にセンター長及び統括支援員を配置し、区内子育て世代包括支援センター、保健センターですが、こちらと機能連携を図る体制としてとのことです。

課題として子育て世代包括支援センター部門は主担当の変更協議などの連携の場面において課題が散見されている。児童相談所と子ども家庭総合支援拠点部門が同一施設であることで、同行訪問などの対応を即時検討できることがメリットとして考えられる。一方、同一施設であったとしても、指導や支援の協議において見解が分かれる時もあるようです。

(3)港区です。児童相談所と子ども家庭総合支援拠点を子ども家庭総合支援 センターに配置し、子育て世代包括支援センターをみなと保健所に配置してい ます。こども家庭センター設置の考え方は、こども家庭センター設置により従来 の市町村機能である寄り添い支援の実施体制を目指したとのことでございます。

課題につきましては、相談窓口が児童相談所と子ども家庭総合支援拠点部門の二つに分かれてしまうことで、区民等に分かりにくい状況にならないように、関係機関に対しては、虐待通告は児童相談所と周知している。区民に対してはかけやすい方にかけてもらうという整理をしており、どちらでも受付を行うという体制としているとのことです。

児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の役割分担が曖昧にならないかについては、児童相談所とこども家庭センターの振り分けについて、両機関の管理職を 交えたスクリーニング会議を開催し、どちらの機関で対応すべきか協議を行っ ており、受付機関と異なる機関が対応する場合は、面談への同席や丁寧な説明を することで引き継ぎやつなぎを行っているとのことです。

振り分けの指標としてアセスメントシート等を用いていますが、導入当初は グレーゾーンの対応について児童相談所とこども家庭センターで押し付け合い のような状況が発生していたとのことです。

現在の運営に至るまでは、トライアンドエラーを繰り返しながら適宜運用方法を見直してきた経緯があると伺っております。

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代放課支援センターが別施設であることから子育て世代包括支援センターに統括支援員補佐を配置しているとのことです。連携方法としてWeb会議による合同ケース会議を開催しているが、連携における問題は生じていないとのことでした。

4、視察等の結果から把握できたことについてでございます。自治体ごとに組織体制や相談援助活動の取り組みは様々であり、どのような方法であってもメリットデメリットは存在しておりました。

またメリットデメリットを理解した上で自治体ごとの実情に合わせた体制を 選択しておりました、同一施設組織に複数の機能を配置していても、指導や支援 の協議の場やケース管理において意見の相違が見られており、各自治体とも運 営の面で試行錯誤を行いながら連携強化を図っておりました。

そのため本市においてこども家庭センター設置後に生じた課題に対し基本構想で検討した支援体制に固執せず柔軟に対応していくことが必要であると感じました。

皆様からのご意見に対する考え方についてご説明いたしました。

最後になりますが、本市におけるこども家庭センターの設置に向けた検討に つきましては、主にこども家庭部と健康部において令和 5 年 5 月から継続的に 検討を重ねて参りました。

検討経緯についてはただいまご説明した通りでございますが、本市のこども 家庭センター設置にあたり、最も重要であると考える児童虐待の発生予防体制 の強化のためには、家庭児童相談室とふなここの実質的な一体化、市民が相談に 訪れやすい環境などを考慮し別施設設置案が最も望ましいと考えました。

今回特別区3区の状況を視察等で確認いたしましたが、行政区域の大きさや 公共交通の利便性など各自治体とも状況は異なり、一概にどの体制が優れてい るとは判断できませんが、各自治体ともにこれまでの取り組みの継続や虐待予 防に向けたより良い体制づくりに向けた検討を行っておりました。

視察結果を踏まえましても、児童虐待の発生予防体制の強化に向けた体制と しては、現時点では別施設設置案で進めてまいりたいと考えております。

また、江戸川区や港区の話にありましたように、各機能の連携の面では、特に

児童相談所で対応するケースかこども家庭センターで対応するケースか判断が 難しい、いわゆるグレーゾーンの対応について課題が生じており、運営開始後に おいても各機能間でより良い運営方法を模索しているとのことでございました。

今回皆様から示されました課題に対する本市の考え方をご説明いたしましたが、実際の運営が始まると現在想定していなかった課題や新たに対策を講ずべき事象が生じることが想定されます。

そのため児童虐待の発生予防に効果的に取り組める体制、児童相談所とこども家庭センターの運営が市民や職員にとってより良いものとなるよう、両者で継続的に検討してまいりたいと思います。

児童相談所開設準備課からの説明は以上となります。

(柏女会長)

はい、ありがとうございました。

各種資料に基づいて、前回提案のあったこれまでの基本方針における設置案とは少し違うシステムについて多面的なご説明をいただきました。この検討会そのものは何か報告書をまとめるという役割ではありませんが、資料ご説明をいただいたものと全くかけ離れた意見がたくさん出るっていうのはこれまた望ましいものではないと思います。

ご意見も様々な視点から頂戴できればというふうに思います。この方針以外のことでも結構です。たくさんいただいて、これからの児童相談所をよりよくしていくために建設的なご提案をいただくことができればと思います。どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

時間はたっぷりございます。いかがでしょうか。

(本間委員)

他の自治体の視察について、3つの事例しかないですけど、選択した地区というのは理由などあるんですか。場所的に住民層など色々ありますが、港区とか江戸川区、葛飾区など雰囲気があるなと。どんな理由で選択したのかなと思って。

それで色々聞いてもっとそれ以外にも視察して色々情報を得た方がいいので しょうか。詳しくは分からないのですが。

(鈴木課長)

はい、今回私どもで検討した別施設設置案、同一施設配置案、機能連携案の 3つの体制案があったと思います。

今、特別区では9区が児童相談所を設置しておりまして、できれば3種類の 運営体制の児童相談所を見に行こうと思っておりました。実は港区が同一施設 に全部入っているんだろうとホームページなどで見るとそのように読み取れたので行って参ったんですけども、実際は子育て世代包括支援センター部門がみなと保健所という別な施設にあるというのが分かりました。結果的に3区の中で別施設設置案が1つ、機能連携案が2つという風になっております。

ちなみに特別区の設置状況なんですが、あくまでも我々が考えた3つの案に 各区の体制がきちんと当てはまるかというと、まあ若干齟齬が生じて違いが生 じるかなと思うんですが、機能連携をしている区が4区です。

別施設設置が5区になっておりました。法改正がありましたのが令和4年6月でございますので、それ以降に設置された最近設置された区は中野区、豊島区、葛飾区、品川区は令和4年度以降に設置しているんですが、そちらは4区ともに私どもが今考えております別施設設置案という形になっておりました。

逆に中核市の方は、横須賀市が平成18年、金沢市も平成18年、明石市が平成31年、奈良市が令和4年と、いずれも法改正前に設置してるところなんですが、横須賀市がどうも全て同一施設に入っているように見受けられました。その他3市は機能連携です。やはり法改正前にできてるところですので、子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室部門を別々なところで作っているので、結果的にスペース等の問題もあって機能連携のままで行ってるのではないかなというふうに思っております。

特別区や他の児相設置中核市の状況は今のような形で、一応そのホームページなどで調べる限りは調べ、視察の受け入れをしてくれそうなところにちょっとお電話をかけてできるだけ行ってきたというような次第でございます。

(柏女会長)

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(川﨑副会長)

今のご説明に関連する質問なんですけれども、この機能連携案ということでされているのが江戸川区、港区でしたが、そこで分からなかったところが、元々はこども家庭センターっていうのは、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを1つの組織で一体として取り組む。そこに統括支援員を置くというイメージだったんですけど、江戸川区と港区は組織が別という理解でいいでしょうか。

こども家庭センターと言えるのか若干ちょっと疑問があったものですから、どのように考えられますか。

(鈴木課長)

ご指摘の通り、家庭児童相談室部門と子育て世代包括支援センターを一緒にすることがこども家庭センターというふうな建付けにはなっておりますが、確かガイドラインだったと思うんですけれども、機能連携することでもこども家庭センターを設置することとしてもいいようなそういうガイドラインになっていたので各団体機能連携という形を取っております。

江戸川区については児童相談所と別な建物、健康サポートセンターという別の建物に子育て世代包括支援センターが入っております。

港区については先ほどご説明しましたが、子ども家庭総合支援センターという所に児童相談所と家庭児童相談室部門が入っていまして、建物別な組織としてみなと保健所に子育て世代包括支援センターがあるというような配置であり、両者を合わせてこども家庭センターを名乗っているというような状態です。

(川崎副会長)

ありがとうございます。

(柏女会長)

はい、私も江戸川区は視察をしたことがあって、港区は今通っているので分かるんですけども、今ご説明あった通りの仕組みになっていて、母子保健部門は別組織になっています、ちなみに豊島区は児童相談所と保健所が組織は別ですけども合築になっておりまして、そこは家庭児童相談室部門が別組織で、別の建物にあるという形になっています。

それぞれ事務局の方からご説明ありましたけれども、立地条件その他を入れながら組織的に連携が取れるような形で、必ずしも大きな建物に全部が入ってしまうと、そういうような形でやっているわけではなく、それぞれの実情に応じて工夫しているというのが、まあ縮めて言えば現状なのかなと思います。

それから先ほどの事務局の方からご説明ありましたけれども、やってみると それぞれ課題が出てくるので、その課題に合わせて随時ソフト面、特に運営面 は本当に試行錯誤しながらやっているという話を伺っています。

ただやはり例えば豊島区などは、保健部門と合築になって非常に手狭になってしまったために、一時保護所の定員が非常に少ないので、今でももう作ったとたんにですね、他の児童相談所の一時保護所を借りないといけないというような状況になっていて、しかも職員をこれ以上増やせないと言うようなことがあったりして、ハード面と言いましょうか。そこについてはかなりまあ難題にぶち当たっているところもあると思っています。

ソフト面は本当に工夫をしながらそれぞれ解決するための試行錯誤を加えて

いるというのが現状ではないかなというふうに思います。 他何かございますでしょうか。はい、お願いします。

(川﨑副会長)

すみません、資料5の基本構想改定案なんですけれども、ちょっと気になる 点が1箇所あります。4ページ「(1)児童虐待の発生予防体制の強化」の中 で「こども家庭センターを虐待発生予防に特化した体制として整備し」となっ ていますが、こども家庭センターも虐待、予防とは書いてありますけれども、 虐待に特化したイメージになるのでしょうか。

例えば8ページ上から3行目、「こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応」すると書いているんですね。

ですから、やっぱり児童相談所が虐待対応をするっていうようなイメージでいっているので、こども家庭センターのイメージを虐待の発生予防に特化するというのは、確かに虐待予防に中心的に取り込むっていうこと自体は基本的にそうだと思うんですけども、やはり幅広い相談を受ける機関だというイメージに、ちょっとここの表現が誤解を招くことはないだろうかというのはちょっと気になったので、少しご検討いただければと思いました。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

こども家庭センターのミッションを大きく3つ、虐待を中心にしてきて、

(1)(2)がそうなっておりますけれども、(3)の方で「こどもや家庭に係る相談体制の強化」としながらも(1)(2)で虐待の発生予防、それから再発防止というところをミッションに置いているというところは、船橋市のこども家庭センターの特徴としてかなり強く打ち出しているなという感じは受けておりました。

もちろん(3)で入っているので、それ以外の相談にも幅広く対応するということは入ってはいるわけですけども、どうしても(1)(2)に虐待対応ということが入りますので、それなりに捉えられるかなというようにも思いました。それはやっていく上で、いろいろとまた試行錯誤していっていただければいいかなというようにも思います。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。はい、お願いします。

(川崎副会長)

質問なのですが、資料3の2ページ、会議の開催方法の表のところです。

緊急受理会議と定例受理というものがあって、緊急受理会議は受付後すぐに行うということになっていますけれども、次の定例受理会議については開催が翌営業日と書いてあるのですけれども、これは定例の会議なので週1回やってるのかなと思うんですけども、この翌営業日というのは、木曜日に通告があったら緊急性がないから金曜日に開催するというイメージなんですけれども、定例会議というのはそういう意味なんですかね。

ちょっとここがちょっと分かりにくかったんですけれども。

(鈴木課長)

はい、私どもの予定しているものは、月曜日に虐待以外の案件で継続した訪問、面談をするような、そういったケースの相談が入った場合には、火曜日に月曜日に入ったもの全てを両者で定例受理会議という中で報告をしあうというものなので、おそらく毎日発生するものだと思います。

定例とはいえ、翌日、翌営業日に虐待案件以外を取り扱います。土日がありますので、翌営業日という表現をしております。

(川﨑副会長)

児童相談所においては、そのような相談というのは、とりあえずその場でやり取りをしますけれども、毎週1回の定例会議でこの一週間でこういう相談がありましたということで調査していきますなどやり取りをしています。そういうイメージがちょっとあったものですから、翌日というか毎日、相談全部を受理会議でやっているとなったら、実情結構大変なことになるのではないかなと思います。

例えば、緊急ではないけれども、相談をしたいということになれば、そこで対応をしながら、会議でこのような相談がありました。こういう風に対応していきますと報告をするイメージだったので、ちょっと少し検討をしていただいてもいいかと思いました。

(柏女会長)

他にはいかがでしょうか。はい、お願いします。

(竹下委員)

関連して、この翌営業日に定例会議をやると言われるって今の家庭児童相談 室の運用をそのまま取り入れてるんだと思うんですね。けれども、それが実際 に新しい体制になった時にそれが本当に効果的効率的かっていうとちょっと疑問があるので、それは検討の余地があるかなという気がします。

(鈴木課長)

よろしいでしょうか。

今、川崎副会長がおっしゃられたような定例報告という部分にも実は月1回程度と書いてございますが、こういったものも考えておりました。ただ今虐待通告件数かなり多くございますので、ここには翌営業日と記載しておりますが、実際の運営にあたっては業務量等を考慮し、もう少しこの会議体報告頻度をケースの重大さによって分類し。軽いというか重篤なハイリスクじゃないようなものについては、もう少し報告回数を週1回とかいうように濃淡をつけるようなことは今後また検討していって実際運営の中でも問題が生じないように負担にならないように、かといってリスクを見逃さないような体制というものは適宜検討してまいりたいと思います。

(川崎副会長)

今の竹下委員のお話を聞いて分かったんですけど、私のイメージは児童相談 所のイメージだったんです。こちらは家庭児童相談室のイメージと分かりまし たので、実情に即して行っていただければと思います。

(柏女会長)

はい。ありがとうございます。その他はいかがでしょう。はい、お願いします。

(竹下委員)

もうちょっと後の方で言った方がいいかなと思ったんですけど、措置児童の家庭復帰や自立支援に関する記述を追加してほしいっていうのは私のお願いだったんですけども、それが資料5の10ページに吹き出しの方で「措置児童の家庭復帰や自立支援に関する取り組みに関しても検討、協議を行ってまいります。」とまとめていただいたんですけど、私のお願いの趣旨がちょっと伝わらないかなと思って、重ねてお話させていただきます。

同じページの「(7) 一時保護後の地域の支援体制」っていうところになりますけども、家庭復帰が適さずに里親委託や児童養護施設への入所措置が必要なこどもについても一部を除いては実親や家族との関係は継続します。なので、一時保護解除後の家庭復帰する場合の地域における支援体制の充実、重要性だけではなくて、措置した後もその家庭の支援、地域での支援っていうのは

大事になってくると思います。

一時保護したから安心、施設に入ったから安心だけじゃなくて、こどもによっては地域、家庭にまた復帰して帰ってきますし、あるいは自立してまた地元に帰ってくるというケースもあります。

その時にやはり船橋市の子は船橋市で支えていくんだっていう市民に向けてのメッセージもぜひ入れていただきたいなと思い、お願いさせていただいたので、そこが少し伝わるといいなというふうに思いました。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

ちょうど今、船橋市はまだ児童相談所がないのでまだ作成はありませんけれども、社会的養育推進計画が相談所設置市、都道府県まで全て作成していますけども、その中でも家庭養育優先原則に則って順番がありますので、その順番も措置したからといって、措置してからの家庭復帰支援がとても大事になりますので、そうしたことを原則の中に入れて欲しいということではないかと、それは大事なことだというふうにも思いますのでよろしくお願いします。

他いかがでしょうか。児童相談所の基本構想改定案の基本方針については皆様方、よろしいでしょうか。資料2の3ページで別施設設置案とすることが最も望ましいと考えますとのことですが、この辺についてはよろしいでしょうか。何かありませんか。何かあればぜひご発言ください。

特にございませんか。はい、どうぞ。

(本間委員)

はい、今の資料2のところで評価として二重丸等で書いてあって、これを数えたらやっぱり別施設設置案かという感じで読んでいました。

この評価の結果から、別施設設置案が望ましいっていう結論が出たかなっている感じで読み取ってしまったんですが、それで間違いないでしょうか。

私は同一施設配置案の方がいいかなっていうのが前からも考えていたので。

(柏女会長)

南船橋の建物に、子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室部門と児童 相談所が入ってくるという案ですね。

(本間委員)

その方が行き来がしやすいのかなと感じています。

今、都会は土地がないので、どうしようもなく別になってしまいますが、現

時点では、船橋市としていい土地をもらっているのでこの時にパッと大きい土地を確保した方が良いのかなと思います。土地がなくなった頃にはこういった場所を探すのが大変なので、そのことを考えたら広いうちに一緒にしておけばよいのかなという感じがしました。

(柏女会長)

はい、分かりました。ご意見をありがとうございます。

(鈴木課長)

広い土地がある。実際は3000㎡ぐらいですけど、もうすでに施設の建設が始まっております。なのでここでもう一度将来を見据えた大きな建物を建てるっていうことになると、また児童相談所をもう一度ゼロからやり直さなければいけなくなるというようなこともございます。

先ほどもご説明いたしましたが、今の建物の中にも全部入れてしまうということも物理的には可能なんですが、将来の虐待件数の増加によって職員数が増えてしまうっていうようなことを想定しておかないと、先ほど柏女会長からお話がありました豊島区のように、作ってすぐに施設が足りなくなるっていうようなことは決して起こってはいけないと思っておりますので、今設計している建物の中で収まるということも非常に重要なのかなと思っておりますし、南船橋ですと公共交通の便も本庁舎やその周辺に比べると劣りますし、ららぽーとや国道357号線などの幹線道路を渡った先に行かないといけず、自動車で行くにしても利便性が市の南端部で劣るという部分もありますので、そういった部分も今回この評価の中では検討させていただきました。

どれも一長一短はあるという認識は私共も持っておりますが、その中で敢えて選ぶとすると、別施設設置案というものが、最も望ましいという結論に至りましたので、よろしくお願いいたします。

(柏女会長)

特にないようであれば、ここで先ほども言いましたように決定するわけではありませんし、そんな権限もありませんけれども、今出ていたご意見なども踏まえて船橋市児童相談所基本構想改定案を固めていただければと思います。

大きな反対は出なかったということを踏まえて提言をまとめていただければ というふうに思います。

その他に今度は細部に渡っていただいても結構なんですけども、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。基本方針、運営方針の改定版についてのご意見があればお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

特にこの基本方針運営方針の改定版にご意見がなければこの議論については、一応終わりにさせていただき、今日は最後というかたちになりますので、今後この児童相談所の運営を進めていくにあたって、どんな点に注意をしていったらいいのか、それについて皆様方のご意見を出していただければというふうに思います。

議題(2) その他の部分に移らせていただきたいと思いますが、よろしいで しょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、その他の部分は今申し上げました、今後の児童相談所とこども家庭センターを含めたこの相談体制のあり方について、お一人お一人からご意見を頂戴できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは会場参加の方に最初にお願いをして、それからWeb参加の委員にお願いをし、その後に川﨑副会長にお願いして、最後に私のほうで申し上げるという形で進めたいというふうに思いますがよろしいでしょうか。時間はたっぷりありますので、ご意見を出していただければと思います。それでは私のとこに名簿があってですね、これはきっと五十音順だと思いました。五十音順の下からいければというふうに思います。単純に五十音の上の2人がWebだったということで、他意はございません。

松本委員の方からお願いをできればと思います。よろしくお願いします。

(松本委員)

はい、ありがとうございます。

ハードのところはなかなか変えられないところもあると思いますので、これからはやはりソフト面の工夫になってくると思いますが、先ほどの意見の繰り返しになってしまうかもしれないのですが、やはり市民にとって相談しやすいっていう自分のことでも、気になる他のお子さんのことでも、やはり相談しやすいっていうことが一番大事だと思いますので、窓口があまり分かれていて分かりづらいっていうことのないようにお願いしたいと思います。

相談しやすいと相談件数がかなり増えると思いますので、その辺の対処をどうするか。港区のスクリーニング会議などを行っているということもありましたので、そういったことをどうしていくのか、スクリーニングどうしていくのかっていうことをよく作っていっていただきたいなというふうに思います。

そのような情報処理って言うのでしょうか。私はいつも申し上げているのですけれども、やはりICTの力というのはすごく進化していますので、こういう困ったことを解決してくれるっていう面がとても大きいと思うので、是非そ

のICT化を進めて無駄のない仕事ができて、本当に救わなければいけない、 支援しなければいけないっていう状況を救えるように整えられたらいいかなと 思います。

あと以前から懸念しているのは、児童相談所とこども家庭センターができたとしても、この行政の力だけではなかなか進んでいかないと思います。行政で受け止めた相談をどこに出していくのか。民間団体というのでしょうか。色んな施設との協力体制が全然見えていないのではないかなというふうに感じます。相談の入り口と出口がどういう風になっているのかというのが見えていない状況だと思いますので、船橋市にはどういう支援する団体なり施設なりがあって、どこがどんな仕事ができて、受け止めたご家庭をどこにお願いしていくのかっていうそういう全体像がこれから見えるようにしていただけると安心だなというふうに思います。

よろしくお願いします。

(柏女会長)

ありがとうございます。

それでは続いて本間委員お願いいたします。

(本間委員)

はい、私どもはこどもを受け入れる側なので、ケースワーカーさんのことだけすごく気になっている点があります。

ワーカーさんが3、4年くらいで異動していってしまうので、こどもが担当の職員と会っても2、3年経ったらまた違う人だって言うと、すごく会うのが嫌だっていうことが結構あるんですね。やはり親からも見捨てられて職員も異動があれば、ケースワーカーさんも異動してまた見捨てられるような感覚に陥ってしまって信じられないような感じとか、信頼感が取れなくなってしまうので、本当にいつでも相談に乗れる、それもすぐに来てくれるっていうような感じの職員になっていただきたいなということで、職員育成をやっていただけるといいのかなと思っています。

本当に大変なのはワーカーさんたちの仕事を聞いてると、夜11時までやっているっていう話もこの間今児相の職員と施設職員と交流してるんですけど、情報交換しているのですけど、実は児相職員の仕事の内容ってのをこの間も教えていただいたら本当に大変だっていうのが分かってるので、あんまりこっちもう要求はできないなってこの間も思いましたけど、やっぱりそういうやり取りをしてるので職員の情報がすごく分かるようになったのが良かったかなっての点はあるんですね。

なので、やはり職員さんの育成をやっていただきたいなっていうのと、本当に皆さんちょっと悩んでらっしゃる職員の方が結構いらして長期でお休みしてますっていう情報も結構入ってくるので、そういうふうにならないような雰囲気でやっていただきたいなっていうのと、先ほどもあれですけど相談しやすい今も本当に若い子達はすぐに電話を入れている、児相にでも全部入れられるような状況になってるので、すぐ行ける、若い人でもやれるような雰囲気の児童相談所っていうのができているのか、それともや若い人だけを聞いてくれるような窓口があるといいのかなっていうのもあるんでいろいろちょっと悩みがあるんですけど、やっぱり一番はワーカーさんとの関係作りがこども達はすごく変わる度にちょっと会いたくないとかっていう風に言ってる現状を見ると本当に辛くなるので、なるべくなら長くいてほしいなっていうような環境ができるような児童相談所になってほしいなっていうのは思ってます。

よろしくお願いしたいと思います。

あとは行政以外に専門の民間団体との連携っていうふうにおっしゃってましたけど、それも本当に今どんどんどんどん利用していかないと厳しいような状況になってるので、それもやっていっていただきたいなと思ってますので、よろしくお願いします。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、竹下委員、お願いいたします

(竹下委員)

他の委員さんからもお話ありましたけれども、人材養成と適度な人事交流と 言うんでしょうかね。燃え尽きないで本当にこどもと関わる仕事を継続してや っていただくような職員配置を是非お願いしたいと思います。

それともう一つ、先ほどの発言と重なるんですけれども、私も児童相談所の職員で働いていた時に困ったというか悩んだのはやっぱり一時保護したものの、この子を一時保護所で預かれるケースの場合はいいんですけど、そうじゃないお子さんの場合、どこでこの子を安心して安全に受け皿を保証してあげたらいいかといつも悩んでいて困っていました。

まずこの案の中に里親の掘り起こしとかっていうふうなことも書いてありますけども、私は昔から必ず一小学校に一里親は必ずいてほしいと考えていたので、そのくらいないとなかなか特殊な場合しか里親になれないということではなくて、やっぱ普通の方が船橋の市民の皆さんが自分にできることとして里親なんかできるかなみたいな、そういうふうに思っていただけるような、そうい

う発信もぜひしていただきたいなっていうふうに思います。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございます。 それでは黒坂委員お願いいたします。

(黒坂委員)

様々な課題を指摘させていただいた中で、それをクリアするような検討をしていただいたのだと思います。

色々とお話を聞くとやはり完璧なものっていうのはきっとないと思うので、 どの体制をとっても必ずその体制に応じた課題というのが出てくるんだと思い ます。今回に関して言えばやはり合同会議がどれだけうまくいくのかといいま すか、できるのかというところがやはりずっと懸念するところではあります し、実際にやってみて不都合があればどんどん柔軟にさきほどの船橋市さんか らの報告でもありましたけれども、柔軟に体制等を変更していっていただきた いなと思います。

こども家庭センターについても機能の一体化というものを重視されていて虐待防止というところを目指されているのはとても大事だなと思いました。ただ、全部の組織が全部のケースを全力でというのはやはりちょっと違うのかなとも思いますので、それぞれの担当している方がパンクしないためにも、機能を一体化するといえどやはり役割分担というのはすごく大事になってくると思います。役割分担した上で、必要に応じた、必要十分な連携というのを取っていただくっていうところを意識していただきたいなと思っています。

特にケースを他の部門に引き渡しする時ですとか、一部の部門では保護者との関係が悪化してしまって機能しなくなった時ですとか、そういった時のフォローがすごく大事になってくると思いますので、機能を一体化するというところでは色々な部門が連携をしやすいというところですごくいいところがあると思いますので、ただメリハリをつけて対応していただけたらなと思いました。

あとは、一時保護所について、もっとこれからおそらく中身といいますか、こどもがどういう生活をするのかというところを更に深く検討されていくところだと思います。やはり児童相談所の一時保護所を見ていると、かなりこどもの権利というのが大きく制約されているなというのを感じます。中にはそれって必要なのかなと私でさえ考える制約もあるなと思います。こどもからして見れば一時保護っていうのが来たくて来ているものではないので、一時保護所でさらに大人の対応に対してもっと不信を抱かせてしまうということはとても悲しいことだと思います。ぜひ船橋市さんの運営する一時保護所については、素

敵なというとちょっと言葉に語弊があるかもしれないですけども、こどもの権 利を保障した取り組みを検討していただきたいなと思います。

こどもの権利について保障する仕組みを目指しますと書いて頂いていますが、何かあった時の意思決定の場面のみを意識するのではなく、是非、常日頃から職員の方とか担当のケースワーカーさん、心理司さんが常にこどもと対話ができて、それに基づいてこどもがしっかり自分の意見を作っていけるような関係性を築くことを大事にしてほしいと思います。なんで自分がここにいるかとか、大人は一体こどものために何をしてるのかとか。そういったところはよくよく忙しいと思うんですけども、話をしていただきたいなと思います。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございました。

それではWebの参加の大塚委員お願いできますでしょうか。

(大塚委員)

大塚です。よろしくお願いします。

まず、市役所の方、前回からの課題をすごく考えていただいて、とても具体的で分かりやすかったです。

現実的には別施設しかないのかなという気もするんですけど、まあこども家庭センターは予防でとにかく児童相談所に至らないまでにとにかくあらゆる手段を尽くすっていうことで、それはそれで市役所で、でも残念なことに虐待っていうことで、児童相談所で対応するっていうのは、それはそれでいいというか。やっぱり虐待に対して、そこで専門的なちゃんと治療するとか、加害っていう言葉はあんまり好きじゃないけど、残念なことにその親の方のケアっていうんでしょうかね。そういうのにもより力入れていただくっていうことも考えていただけたらなと思います。

後は連携のことなんですけど、さっきICTの話も出てましたけど、色々な ツールが使われるんだと思うんですけど本当に現状だとこっちは連携したくて 電話をしても相手がいなかったら伝わらないみたいな。そんなことがないよう に、使いやすいもの、あとは使おうと思っても時間がないとかで結局使えない みたいなことにならないようにお願いしたいと思います。

後ですね、病院のこの間、実は私、都内の児童相談所に行ったらすごい破壊 行動の強い子がいて、一時保護所でもいられなくて、1階のフロアの相談室の 所に寝泊まりして、職員がずっとそこに付き添っているみたいなことがあって なかなか入院のところも見つからなかったっていうことで、これからは病院っ て言ってもおそらくお子さんをパッと受けてもらえるところがないので、そういう準備をしていか行かなきゃいけないんだと思うんですけど。そういうところも、医師会の方とかでは話はしていきたいと思いますけど、なかなかそんなにパッと進む話ではないと思うので、その辺の話し合いを今後よろしくお願いします。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございました。 それでは宇佐美委員、お願いいたします。

(宇佐美委員)

よろしくお願いします。

まとめていただいた案には特に意見はなくて、きれいにまとめていただいてありがとうございますっていうことと、こういったものは職員や我々の中で作ってますけど、ユーザーさんというのも変ですけど、児相を使う人達から見てどれぐらい分かりやすいかみたいなものも1回どこかで調べてみるといいのかなと思うんですけれども。なかなか我々専門家の中でも家児相と児相の違いががよくわかんない人もたくさんいますし、そういった意味でも市民の声をもっと聞く機会があるといいのかなと思っています。そういったことも市の中で考えてると思いますけど、実際どれぐらい児童相談所ってどういうイメージで皆さん思っているのかなっていうのも気になるところかなと思います。

それと我々病院をやっていますと、急にいろんな児相からすぐ入院させてくれと依頼がくるんですれけども、我々の病棟なんか年間で97%から99%は満床ですから、そんな急に受け入れるなんてことほぼないですし、ほぼお断りしてますので、そういった意味でも、普段からそういったものを受け入れる体制を作っておかないと、我々としても急に言われても全く対応できないってことはありますので、そういったことも少し検討に入れていただけたらというふうに思います。

それと港区児相に行かれたみたいですけど、港区児相はPCITをしてますので、虐待のこどもの親子の相互交流に関する治療をインタラクティブにやってますので、そういったものも取り入れられると児相の中での虐待は保護して終わりではないですから、そのトラウマ関連の症状をどうするかっていうのを心理さんもいますので、そういったものも上手く治療として導入できるといいのかなと思います。どこまでやるかが決め所かもしれませんが、他の児相、東京都も結構やってますし、岡山、岩手、愛媛なんとかでもやってますので検討していただけるといいかなと思います。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございました。 それでは川﨑副会長、お願いいたします。

(川﨑副会長)

色々とありがとうございました。

先ほど特化するという、私もちろん、こども家庭センターが虐待予防を重視するっていうことに反対してるわけなんですけど、特化って言うとそれだけ用語の問題を少し考えてほしいという意味で申し上げました。

やっぱりこの枠をこれが児童相談所設置していくということで、この船橋市のこの基本構想の検討委員会ってやっぱ長くやっていて、ほかのところは初めからすでにできているっていう感じだったですけど、やっぱりしっかりどういう協議検討してきてるっていうことで、まあそういう意味ではそのスタートする時も期待をするところがあります。

ただ、最初はこの機能連携案ですか、これが別施設設置案ということになって、まあこれも流れから言ったらいいかなと思ってるんですけどさっき、港区の中でもグレーゾーンの対応について、やっぱり意見の食い違いが出るっていう話があってここは子ども家庭総合支援センターの中での議論が押し付け合いになるっていうイメージということですね。

今度は別施設になって場所も違ってくるんで、やっぱりもともとこれが一体化することによるメリットというのがやっぱりこう離れてくるわけですから、この辺りの港区の事情を含めて本当にしっかりと運用をしていくという点を特にやっていただきたいなというふうに思います。

それとまあ、今回では令和4年の児童福祉法改正がほぼ施行され、私どもも研修をしててもやっぱり試行錯誤しながらやってるっていうことで、やっぱり取り組みというか全体の動きも大きく変わってきてます。その一つに意見表明等支援というものもあるんですけども、正直言うと私が児相にいた時はやっぱり施設入所の説明とか一時保護に関してもこどもにいうときには説明よりも説得というものが大きかったんですけど、やっぱりこどもの声を聞くということがここは変わってきています。

まあ今全国試行錯誤してますけれども、そういう国の大きな流れがあって、こどもの権利を守るっていう、ここでもまだまだ試行錯誤しているわけですが、この辺もですね、船橋市として大きく、そしてどうしていくのか、スタートしてからもいろいろ検討しながら良い形でやっていただければなとまあ、そんなふうに思っております。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。

最後にちょっと私も個人的な意見になりますけども、申し述べたいと思いま す。

船橋市が児童相談所を作るんだってことを私はもう随分前のときに伺いました。なかなか、進まないところはあったわけですけれども、ようやく動き始めて、もう10年以上前くらいですか話があったのが。なかなか進まなかったんですけども、今こうやって進むということをとても個人的には嬉しく思っております。

ちょうど半世紀前に船橋市を担当する児童相談所、千葉県市川児童相談所に 勤務をして、そして船橋市の保健所に3歳児健診で伺ったりして心理職として 仕事をしていた者としてまた、市川児童相談所が手狭になって、そして大きく するときに、市川児童相談所の設計というか、検討会に携わった経験があって それがこうやってまた船橋市に児相が新たにできて、そして目指すものが進ん でいくってこと、本当に嬉しく思っています。

今児童相談所の設備の話がでましたけれども、進めて行く上で先ほど宇佐美委員の方からもありましたけれども、そうした設備面ですね。建物の構造は変えられなくても設備面でやっぱり最新の物を入れていくと、そういうことはとても大切なことではないかなと思いますし、また一時保護所を作るときに、これは既にやってらっしゃるかもしれませんけれどもこどもたちの意見を聴きながら、進めていくということは特に一時保護所の設計においては大事かなっていうふうにも思ったりもしています。

後、ほかの委員からもありましたが、その通りだと思ったのは人材の問題ですね。特に若手が多くなるというのは大きな特徴になるわけですし、児童相談所固有の職員が育っているわけではありませんので、これからどうしても若手がたくさんになっていくということになると。SV体制とか、スーパービジョンの体制とか、そうしたものは非常に重要になってくるだろうと思いますし、千葉市でも新しい職員が増えて、今、児童相談所運営指針の勉強会を始めていてですね。私も参加をさせて頂いてるんですけれども、一つ一つこう読み込みながら何をしなければいけないのかしっかりとマニュアルが出来ていますので、それらの勉強会から今基礎に戻って始めようということもしております。

港区は明日も行くんですけど、こども家庭センターのケースカンファレンスに月1回参加をさせてもらって、先ほどからお話にあがっておりました、なかなか児相が受けてくれないというような相談にではどうやってデータを固めていくのか、そして児童相談所を説得するのかといったようなことをカンファレンスでやったりとかしてマネージメントだけではうまくいかないなというよう

なことも感じたりしております。そういう面では、勉強会やそれからカンファレンス、SVなどは非常に大事になってくるのではないかなということを思いました。

もう一つ忘れてはいけないのが、本間委員がさきほどおっしゃりましたけれども、社会資源がどれだけ整備できるかとこれも宇佐美委員がおっしゃっていましたけれども、受け皿の問題がなければ児童相談所だけあっても動かないわけで、そこを何とかしなければならないということで、これは早めから準備をしなければならないというふうに思います。

豊島区の話を少し申し上げましたけれども、豊島区はいま、私が児童福祉審議会の委員長をしているのですが、区長の方から今質問を受けておりますのは、今豊島区には社会的養護関係の施設が母子生活支援施設しかない、乳児院や児童養護施設もないのでこのままでいいのかどうか、そのことについての検討をしてほしいという諮問をいただいて今検討をしているところです。

船橋市はおんちょう園がありますし、それ以外の社会資源もあるかと思いますけれども、例えば豊島区で話題になっていますのは、児童養護施設の小規模なものはやるにしても、もっと多機能な施設を誘致することはできないか、例えばショートステイなどが全く足りないわけでして、ショートステイの件数の増加は著しいものがありますので、それらをどうしていくのかといったことも考えていく必要があるだろうというふうに思います。こうした社会資源の整備を合わせて考えていかないとならないというふうに思いますし、また、それは児童養護施設や乳児院だけではない、里親の開拓ということもとても大事になりますし、それを担う里親支援センターという児童福祉施設の設置なども大事になってくるのかなというふうに思います。

先ほど竹下委員がおっしゃっていましたけれども、福岡市が里親委託率を50%以上にしたのは校区里親という小学校区に必ず1人の里親をおいていくという校区里親制度をしっかりとつくってきたということが言えるのではないかなと思いますし、そういったことを考えていくことは大事なのかなと感じました。

最後なんですけれども、市が児童相談所を設置する意義は何かと考えた時には、やっぱり自分の市や自分の街のこどもは市で責任をもつんだということで、今はそうではなくて県に投げてしまうというかたちになるわけです。もちろん、県がやってくれないというわけではありませんが、自分の街で生まれたこどもたちは親も含めて自分のところでできるだけ対応していくというこのミッションというのがすごく大事だというふうに思っています。

例えば今、要対協は船橋市がどうしているかわかりませんが、要対協で検討 していたこどもが施設へ入所すると要対協名簿から外してしまうということが 他の市では結構行われています。一時保護をして即外してしまう市も結構ある。それはともかくとして、施設入所してしまえば一件落着というような形で解除してしまう、つまり市として責任はもうありませんという形をしてしまうというのはやはりこれはおかしなことだなと思っています。

その子たちは夏休みに帰れる子であれば地元に帰ってきているわけですし、 こどもが小さくても戻ってきている、保育園のところに戻ってきている、ある いはこれまで通っていた小学校の近くに戻ってきている、でもそのことを市の 担当者は知らないというようなことが今起こっています。

そうではなくって、船橋市のこどもが管外の児童養護施設に入所をして夏休みに帰ってくれば、その時に家庭訪問をしたり、あるいは担任の先生がミニ同窓会を小学校で開いて、友達を何人か連れてきて、そして一緒にその場でミニ同窓会をするといったようなことが行われていくことが地域に社会的親を作っていくことにつながっていくんだろうというふうに思います。

こうしたことが、本来はできる仕組みになっているわけですし、小学校のこどもが1学期に逆上がりができるようになったとか、そういう報告は児童相談所がもっているわけですから、そういうものを取り寄せて、そして小学校に連絡をしていついつ戻ってくるので、逆上がりができるようになったことを褒めてやってよといって、ミニ同窓会を開いてもらう。このようなことが同じ市で抱えていける、それができるとやりやすくなるいということになると思います。

こうした切れ目のない支援を続けていくことができということは市で児童相談所を設置する大きなメリットであろうというふうに思っています。このようなことができることがこどもたちの幸せにつながっていくのではないかなと思っています。

区の児童相談所もできつつありますし、中核市も児童相談所を作ってきていますが、自分たちの街のこどもは自分たちでできるだけ責任をもってやっていくんだということを目指す体制づくりということが必要なのではないかなというふうにも思っています。

なにより、豊島区での例をみていますとやはり人口的に小サイズになりますので、同じ役所の首長さんの基で運営がなされておりますので、非常に小回りが利くということが、顔の見える関係ということができるというのは市設置の児相の大きな特徴ではないかなというふうにも思っていますので、そうしたものを最大限に活かした児相になっていってほしいなというふうにも思っております。

皆様方からのご意見を伺いながら感じたことをお話させていただきました。 ありがとうございました。 他に何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

(本間委員)

さきほど先生もおっしゃっていたけど、本当にこどもの権利って一時保護所 に入っている子たちの権利が大切であると思います。

一応入所でくるんですけど、諸事情で一時保護させてもらいたいって言うと、本人が絶対一時保護所には戻りたくないって強く主張するので、どういうことって聞いてみると、色々な話が出ていました。

今児童相談所の方にも一時保護所にも第三者評価が入るようになって、今年は柏でしたっけ、前回は市川児相もあったので是非それを入れてこどもの権利じゃないですけど、やっていただきたいのと、それから地域っておっしゃってたんですけど、今の地域でうちは本当に今まで一生懸命やっていただいたんですけど、町内会とかと交流をすごくやっていたんですけど、今高齢化になってしまって町会が本当になくなってきちゃって、集まることがなく、盆踊りや運動会など様々やっていたのに、コロナを契機になくなっちゃったような現状で、地域にうちの施設のこどもってことで顔を見せるなんて関わりがあったのがこの頃薄くなってきたなってのとPTAぐらいしかも関わりがないのと、入っている中学生はいいんですけど、高校生は養護施設にいるってことは絶対に人に話したくないっていう本当にすごくてそれを一言いったことでちょっと喧嘩になっちゃったことがあったんで、本当に難しいような現状だなっていうのはあるんですけど、まあ本当に地域でやっていきたいっていうんですけど、今本当に町会さんとの関わりが取れなくなって、厳しい現状、今少子化もある高齢化になってそういう繋がりがなくなってるような。

本当に身近な人達がいなくなってきたなってのは数年ぐらいから感じてるって現状で、ちょっと寂しいような気がするんですけど、こどもたちのためには頑張るしかないのと本当にグレーゾーンってのが本当に今多いので、一小学校に一里親というのが本当にそうなってくれたらいいなということはあります。すいません、最後に一言申し訳ない。

(柏女会長)

はい、ありがとうございました。それではほかになければ今日の会議をこれ で終わりたいと思います。

船橋市におかれましては、先ほども申し上げましたけれども、実際に運営が始まった際には想定外の事態や様々な課題に直面することになろうかというふうに思います。今回の体制案に固執しすぎることなく、柔軟に運営等を変更しながらよりよい支援体制が実現できるように検討を続けていただきたい。

これらを検討会の意見として申し添える形で、今回の改定案を成案とすることとさせていただきたいと思います。

それでは、最後に今後についてのご連絡を事務局の方からお願いいたします。

(藤沢課長補佐)

はい、事務局でございます。委員の皆様からいろいろなご助言いただきありがとうございました。市民にとって相談しやすい窓口や使いやすいICT化の推進の他、行政の力だけではなく民間、施設等との連携、職員の育成、家庭的養育である里親の推進、こどもの権利保証する仕組みを考え、こどもの声を聞く、保護者のケア、心のケア、ショートステイなどの社会資源の整備など、たくさんのご助言をいただきましてありがとうございました。

委員の皆様より頂戴しましたご助言を踏まえまして、今後の開設準備に取り 組んでまいります。

今回をもちまして、改訂検討会は終了となります。事務局を代表しまして、 健康福祉局長川端輝彦より委員の皆様へお礼のご挨拶を申し上げます。

(川端局長)

会長副会長はじめ委員の皆様方におかれましては、基本構想改訂版へのご議論を賜りまして誠にありがとうございました。

今、会長の方からは成案ということでいただきましたので、その旨を市長にも報告して併せて、市議会の方にも報告した上で最終的な市としての方針を固めていきたいと考えてございます。

本検討会を通じまして様々なご助言を賜りました。そのご助言を踏まえた上で船橋市のこどもは船橋市でしっかり守っていくということで、児童相談所の開設に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。まだまだ児童相談所の開設までには様々な課題がございますので、委員の皆様におかれましては引き続きご尽力を賜るかと思いますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

(藤沢課長補佐)

はい、事務局でございます。

最後にご連絡となります。本日の議事録につきましては事務局で作成したの ち、委員の皆様に内容のご確認をしていただきその後公開をさせていただきま す。お忙しい中と存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局から以上でございます。

(柏女会長)

ありがとうございました。それでは、第2回の検討会これで終了とさせてい ただきます。

みなさま方には遅い時間まで本当にありがとうございました。 お疲れ様でした。

以上